

組合Q&A

定款、規約等の  
制定・改廃

組合の定款および規約・規程は、組合の組織活動の基本となるものですから、その設定、変更、保管等の管理は、常に細心の注意をもちて行う必要があります。定款等の管理にあたっては次のような事項に留意することが求められています。

定款、規約・規程の区分

定款は、組合の憲法ともいわれ、組合の組織と運営に関する基本規則ですので、組織・運営の大綱を規定するにとどめ、細目は別に定める規約・規定に譲ります。

定款と規約は、必ず組合の事務所に備え置くことが必要です。

定款

定款は、組合事業を進める上で重要な意義を有し、法人格を持つためには不可欠であるため、組合の設立認可申請の際の必要書類の一つであり、組合の組織・運営等についての基本的な内部規律を定

めた自治規範です。したがって、定款の設定・改廃にあたっては、総会の議決が必要であり、議決の方法も総組合員の半数以上の出席を得てその議決権の3分の2以上の賛成を得なければなりません(特別議決)し、その効力の発生には所管行政庁の認可を必要としません。

定款の作成にあたっては、定款参考例や他組合の定款等を機械的に模倣することを避け、個々の組合の実情に即したものとすることが求められます。

定款の内容は、常に組合の実情に即したものとしておくべきであることから、経済情勢の変動その他の理由により、組合の実情にそぐわなくなったときは、遅滞なくその内容を変更することが必要です。

規約・規程

組合運営の細目については、規約・規程を制定し、定款で定められた事項の運用・手続きの明確化等を図る必要があります。

規約・規程についても、組合の実情に即するよう積極的に設定・改廃されるべきで、規約は、「組合

の組織、事業運営等に関し、組合と組合間を規律する自治規範」であることから、その設定・改廃は総会の権限に属します。

規程は、「組合の事務執行上に必要な関係を規律する内規」であり、その設定・改廃は理事会の権限に属します。

改正手続き

定款、規約等は本来総会および理事会の議事録同様、組合の各事務所に備えておかねばなりません(組合員名簿は主たる事務所に備えるだけで足りません)。その定款について改正の必要が生ずる事項は、事業、出資1口の金額、組合の地区や名称、役員の数や任期などが多いようです。

組合がこれらについて現規定で不都合を生じたときには、定款変更を発議しますが、この場合まず第一の手続きは総会の招集です。

(総会の招集および提出議案の決定には理事会の議決が必要。)

そして、これを総会に諮りこれを議決(特別議決)します。その次に総会の議事録と改正箇所を記載した書面(新旧対照表)および変更理由書、変更が事業に係る場

合には、変更後の事業計画書および収支予算書を添付して所管行政庁の認可を求めます。行政庁の認可を得た後、登記事項については登記を行い、一切の手続きが終了します。

中小企業組設定款参考例

模範定款例は、中小企業庁が定款の記載事項に関する指導上の参考として定めていたものですが、法律の規定は、絶対的必要記載事項及び別に定めた場合には相対的必要記載事項が記載されていれば定款として有効なものとなり得るものとしている。法律に模範定款例を定める旨の規定はなく、今後、都道府県の自治事務について、国がモデルを示すことはしないとの基本的な考え方から、平成12年5月30日に模範定款例廃止の通達を各通商産業局長及び都道府県知事に通知しました。

これを受けて、全国中央会では、定款の作成・変更に際して、模範としてこれに倣わなければならない定款例としてではなく、一つの参考例として利用されるべきものとして「中小企業組設定款参考例」を作成しております。

## 定款変更の効力発生時期について

**Q.** 組合法第51条第2項において「定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない」と規定されているが、変更した場合、その効力の発生時期は、認可をしたときであるか、あるいは組合が変更決議をしたときに遡及するのか。

**A.** 定款変更の効力は、行政庁が認可したときに発生し、組合が定款変更を議決したときに遡及しないものと解する。

なお、効力発生時期をさらに厳密に言えば、定款変更の認可は、行政処分であるから、行政庁において決議を終わった日又は認可書を作成した日にその効力が発生するのではなく、認可があったことを組合が知り得たとき、すなわち認可書が組合に到達したときから効力が発生することとなる。

## 法令の改廃等により当然変更する定款の変更手続について

**Q (1).** 法令の改廃により既存の定款規定が当然に変更される場合の

定款変更は、変更される定款の規定は法律上無効であるから、総会の決議を経ないでこれを変更することができるか。

**Q (2).** 事務所の所在地が、行政区画の変更により変更する場合等定款規定の中で事実を基礎を有するものは、その事実の変更により定款を変更する場合には、Q (1)の理由により、総会の決議を必要としないか。

**A.** 法令の改廃による定款変更であっても総会の決議並びに行政区画の認可は必要であり、行政区画の変更等に伴う定款変更についても同様と解する。

## 認可を受けない変更定款による役員選挙の効力について

**Q.** 役員選挙に、指名推選の方法を取り入れるように総会において定款変更の議決をして、その直後に指名推選の方法により役員選挙を行い、しかもこの指名推選の方法により選ばれた役員は、定款の変更につき行政庁の認可があった日に就任するものであることを同総会において確認した。このような役員改選は適法である

か否か。

**A.** 定款の変更について行政庁の認可があった日に就任する旨の停止条件が付された役員改選であるから、適法であると解する。

## 増員分役員の内、就任日について

**Q.** 総会において役員定数の増員を議決すると同時に、定款の変更に伴う行政庁の認可を待たずに、同日直ちに議決された新しい定数による役員選挙を行い、その状況を記入した議事録を添付した役員定数の変更の定款変更認可申請書を行政庁に提出しようとする場合、どのようにすべきか。

**A.** 設問のごとく、役員定数の増加につき定款の変更を議決した総会において、行政庁の認可を待たず、ただちに増員分の役員を含めた役員全員の選挙を行うとする場合は、次の方法によれば有効と解される。

(1) 定款変更前の定数による役員選挙と増員分の役員選挙とを区別して行うこととし、定款変更前の定数による部分の役員は、ただ

ちに就任し、増員分の役員は選挙の際に定款の変更につき行政庁の認可を受けた日から就任する旨の停止条件を付しておく（停止条件を付した旨は議事録に明確に記載することを要する）、その条件が満たされた日、すなわち行政庁の認可のあった日に就任する。

(2) 定款変更による増員分を含めた全役員選挙を一括して行うこととし、その際に役員全員につき(1)のような停止条件を付し、その条件が満たされた日に就任する。

## 役員任期の延長による現職員の任期について

**Q.** 役員任期が定款変更により延長された場合に変更時の役員任期については、変更時の役員は就任時の委任契約に基づくので、新たな任期に拘束されないとの説があるがどうか。

**A.** 定款は組合および役員を拘束する法規制を有するから、役員は委任契約よりも定款に拘束されるので、延長された任期に従わなければならないと解する。

◎詳細は本会設立相談室

Tel 043-306-32005